智頭町部落差別解消推進実施計画

平成３０年１１月３０日策定

１．智頭町部落差別解消推進実施計画の趣旨

　智頭町では、部落差別のない明るく豊かな地域社会の創造をめざして、また、一人ひとりが部落差別解消への当事者との意識を広げ、人権尊重のまちづくりを積極的に推進していくよう、「智頭町部落差別解消推進基本計画」に基づき、具体的な取り組みのために、智頭町部落差別解消推進実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、あらゆる場を通じて部落差別解消へ取組んでいきます。

２．実施計画の内容

　（１）被差別当事者支援

　　　①　隣保館、集会所を解放の拠点とし、部落問題学習の提供と豊かな人権文化の

創造支援(各種教室、講座)をする。

　　　②　生活相談員が部落問題相談窓口となって応じ、必要な関係機関との連携を図

る。

　　　③　地区学習会や児童館活動を充実させ、進路・学力保障と仲間づくりを強化する。

　（２）教育・啓発の充実

　　　①　職員、各関係機関の部落問題研修の充実

　○　職員等人権同和問題研修会で部落問題学習を行う。

　○　部落解放研究集会、部落解放女性研究集会、部落解放講座等に参加をする。

②　企業における部落問題研修の充実

　○　部落解放研究集会、部落解放女性研究集会への参加を促す。

　○　企業内における部落問題研修の推進を図る。

③　就学前、学校における同和保育、同和教育の充実

　○　保育士、教職員にむけて、部落問題に対する関心の喚起、情報の提供、学習の機会の提供をする。

　○　同和保育、同和教育の実態把握し、課題と成果を共有し、検証する。

1. 町民における啓発の充実

○　各地区小地域推進集団学習会において、部落問題学習を推進する。

○　町民を対象とした各種研究集会、講座などへの参加を促す。

○　同和問題解消に向けて、広報紙、告知端末、啓発用品等で情報を提供する。